平成２７年（フ）第２５９８号
大阪市東淀川区大道南１丁目４―20、開始決定時大阪府摂津市別府２丁目19番７号
破産者　氏島　昌男
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６５５号
大阪府枚方市長尾元町２丁目37番45―301号、前住所大阪府枚方市大峰元町１丁目12番25―105号
破産者　由竹運送こと　竹川　裕治
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９０号
大阪市東成区東小橋３丁目５番３号　新星ビル東小橋403号
破産者　植田　俊一
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３９号
大阪市大正区泉尾７丁目14番２―1107号
破産者　祥栄堂こと　長谷　英夫
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７７０号
大阪市生野区鶴橋４丁目11番28号
破産者　牧野姫子こと　金　　姫子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８４４号
大阪市西淀川区姫島４丁目16番７号　姫島パークマンション101号室
破産者　田村　一麿
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８５４号
大阪府枚方市高田１丁目１番56―24号
破産者　渡邉　新一
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８５５号
大阪府東大阪市足代１丁目10番19―602号、前住所奈良県生駒市辻町399番地36　ガーデンハイツ20―201
破産者　下村　朋子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９３３号
大阪府東大阪市吉田２丁目４番39号　ＰＡＬＭＩＺＩＯ花園Ⅱ208号
破産者　清水　博美
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２４号
広島市東区光町２丁目４番４―201号　セレニティ光
破産者　ライトワーカーサポート　Ｃａｒｅｓ　ｏｆ　Ｖｅｎｕｓこと　中村美津江
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９号
岩手県二戸市白鳥字本木平18番地
破産者　和山さなえ
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１４号
岩手県一関市字散田40番地１、前住所岩手県一関市山目字中野45番地３　ボヌール中野Ａ102
破産者　宮武　　功
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第７５８号
横浜市保土ケ谷区釜台町５番４―608号
破産者　草野美由紀
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７２号
千葉市中央区神明町７番地11、破産手続開始決定時の住所横浜市港北区篠原町72番地２コンフォール篠原３号棟204号室
破産者　田松　明子
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１３５号
横浜市緑区寺山町541番地５
破産者　前島　亮平
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１４５号
千葉市中央区宮崎町663番地２　フェリス蘇我206号、破産手続開始決定時の住所横浜市港北区大曽根台１番３号　ルート大倉山マンションＢ301
破産者　松本　直樹
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１８９号
横浜市鶴見区梶山１丁目９番27号
破産者　大沼　春子
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３２１号
神奈川県茅ヶ崎市緑が浜２番16号　ハイツＫ201
破産者　梅澤　　眞
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３６号
新潟市中央区南笹口１丁目８番22号　和田ハイツ502号、開始決定時の住所新潟市中央区関屋本村町１丁目149番地43
破産者　櫻井　　毅
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部